



地方自治法講師養成研修

研修のねらい

地方自治法の講師として必要な体系的知識と研修指導技術を身に付けます。

受講対象者

市町村職員： 24人
構成団体の長から推薦された主任級以上の職員

開催日時

10/22（木）・11/12（木） 9:00~16:30
・11/26（木）・12/17（木）

備考

- ・3日目と4日目の間で、各所属においてレジュメ、資料等を作成していただきます。
- ・この研修には模擬講義を行うカリキュラムが含まれます。模擬講義部分を欠席した場合、修了認定を行えない場合があります。



研修概要

- 神奈川大学法学部
教授 出口 裕明
- 1 日目
・地方自治の基礎理論
・地方公共団体の意義と種類
・地方公共団体の権能
- 2 日目
・地方公共団体の事務、機関・組織
・住民の権利・義務
- 3 日目
・公の施設と指定管理者制度
・国と地方公共団体の関係
・講義の手法、レジュメ・資料作成の方法
- 4 日目
・模擬講義 ※カリキュラムは予定です



こんな人におすすめ

- ・地方公務員の中核知識となる地方自治法について、各所属において内部講師として今後登壇する人。



得られるスキル

- ・地方自治法の知識
- ・指導力（講義技法、指導者としての心構え）



受講者の声

- ・法学部卒でないので、専門教授から学べるのは非常に貴重だった。
- ・講師が元自治体職員のため、普段の業務で出てくる単語や実例を交えて説明してくれる。